

『神奈川大学言語研究』投稿規定

神奈川大学言語研究センター

(発行目的)

第1条 神奈川大学 言語研究センターでは、言語、言語教育及び関連諸科学に関する理論的・実際的研究の発展ならびに所員の研究成果を発表する目的で『言語研究』を発行する。

(内容)

第2条 投稿論文の内容は、言語に関する研究とする。

(投稿資格者)

第3条 投稿は原則として所員に限る。

(所員が筆頭著者であれば、所員以外が共著者になるのは可。)

それ以外の場合は、運営委員会で採否を決定する。

(原稿種別)

- 第4条 (1) 研究論文：先行研究を踏まえたりサーチ・クエスションと新規性のある研究成果が、具体的なデータに基づいて論理的に述べられているもの。
- (2) 研究ノート：教育実践や各種調査、資料など、特色ある研究内容について、その目的、方法、意義などが、具体的に述べられているもの。
- (3) そのほか：編集委員会が掲載を認めたもの

(投稿原稿の条件)

第5条 投稿論文は未発表のものであること。

ただし、すでに口頭で発表し、その旨明記してある場合は対象となる。

(査読)

第6条 原稿は、査読者によって査読される。

原稿は、原稿区分によって査読される。(3)は、編集委員会が必

要と認められたものは査読する。

原稿の採否は執筆者氏名と査読者氏名を秘匿する査読方式の上、運営委員会が決定する。

(発行時期)

第7条 発行は年1回発行する。

(著作権)

第8条 掲載原稿については、著作権（複製権、公衆送信権を含む）を当センターに一括譲渡することに同意しているものとみなす。

また本誌は神奈川大学学術機関リポジトリに登録する。

附則

この規定は、2023年5月8日から施行する。